

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 100

高齢者をターゲットに！ 強引な自宅の買い取りに注意

事例1 一人暮らしの高齢者宅に、自宅を売らないかという不動産業者が訪れ、長時間繰り返し強引な営業をされ、「自宅を売ったら入所できる施設を探してあげる」などと言われ、断れないまま売買契約をしてしまった。

事例2 不動産業者が何度も自宅に訪れ、自宅売却を勧めてきた。断り切れず理解できないまま売買契約をしてしまい、その場で手付金500万円を受け取ってしまった。クーリング・オフできると思い、翌日に解約を申し出たらキャンセル料900万円を払うよう言われた。

事例3 要介護認定を受け自宅で一人暮らしをしているが、有利な話があると不動産業者が訪れた。「自宅を1000万円で購入する。その後は10万円の家賃を払って住み続けられ、固定資産税がかからなくなるのでとても有利だ」と、長時間の営業が続き契約してしまった。そんな高い家賃は払えないと思ひ解約を申し出たが、もっと安い物件を紹介すると言っただけで解約に応じてもらえない。

・消費者が自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフできません。契約解除には、手付金の倍額を支払うか、契約解除に基づく高額な違約金が必要となるので安易に契約してはいけません。

・「賃貸として住み続けられ、売却したことは近所に知られない」などと勧誘されることもあります。良い話だけではありません。不動産取引は複雑なので一人では対応せず信頼できる人に相談しましょう。

・安易に自宅を売却すると、住む場所がなくなり生活に深刻な影響が生じる可能性もあります。自宅を売るつもりがなければ「売りません」「契約しません」ときっぱり断りましょう。

▼相談日時 月々金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター(役場1階 地域生活課内)

▼相談専用電話番号 ☎(06)9153

または、お電話を。消費者ホットライン1888でもつながります。

かみのかわ平成史 第22回 平成22年(2010)

今号の上三川平成史は平成22年の出来事を取り上げます。この年は、ハイチ地震やチリ地震などの大地震が相次ぎました。6月には、小惑星探査機「はやぶさ」が小惑星イトカワからサンプルを採取して地球に帰還しました。このほか、子ども手当制度が開始されました。また、奈良の都に平城京が誕生してから1300年の節目の年でもありました。

町内では、2月に鬼怒川に架かる新宮岡橋が完成し、開通式が盛大に催されました。開通式では、明治中学校吹奏楽部や地元お囃子会の演奏が披露され、近隣にお住まいの町民による渡り初め式も行われました。同月には総合型地域スポーツクラブ「いきいきクラブ上三川」が誕生し、町民一人1スポーツを合言葉に誰でも楽しめるスポーツ教室がスタートしました。

3月、坂上小学校の環境緑化の取り組みが評価され、全日本学校関係緑化コンクールで準特選を受賞しました。坂上小学校では地域一帯となつて環境緑化に取り組んでおり、町内で唯一芝生の校庭があります。

4月には明治小学校校区の地域活動の拠点として、明治コミュニティセンターが開所しました。10月にはNHK大河ドラマ「江」の撮影が鬼怒川河川敷で行われ、多数の町民がエキストラとして撮影に参加しました。

十年一昔という言葉がありますが、だんだんと私たちに身近な話題が増えてきましたね。



新宮岡橋開通式で行われたテープカット

▼問い合わせ先 生涯学習課 生涯学習係

☎(06)9159